

福岡県公報

平成十九年一月十日
第二千六百二十七号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示 (地方課) ……………一

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定に関する告示の一部

改正 (地方課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年一月十日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務取扱規程(平成十二年五月福岡県選挙管理委員会告示第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項を次のように改める。

第二十三条 令第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院、老人ホーム、

原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設(以下「病院等」とい

う。)について、不在者投票を行うことができる施設の指定(以下「指定」という。

)を受けようとするときは、当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護

ホームの長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長(以下「病院等の長」という

)は、別記第二十五号様式により、県の委員会の委員長に申請しなければならない

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十八年政令第三百二十号)の施行の日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、改正後の第二十三条第一項の項中「身体障害者支援施設」とあるのは、「身体障害者支援施設及び障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更正援護施設」とする。

福岡県選挙管理委員会告示第二号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成十九年一月十日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

二 老人ホームの項中

介護老人福祉施設アットホーム博多の森	〃	大字下月隈七三一
ライフケア大手門(特別養護老人ホーム)	〃	中央区大手門二丁目五番一号

を

介護老人福祉施設アットホーム博多の森	〃	大字下月隈七三一
特別養護老人ホーム薔薇の樹苑	〃	元町二一一七
ライフケア大手門(特別養護老人ホーム)	〃	中央区大手門二丁目五番一五号

に

改める。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)